

ご旅行条件

お申し込みの際には必ずこのご旅行条件書を十分にお読みください。

(この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面、及びこの書面のとおり旅行契約が締結された場合は第12条の5により交付する契約書面の一部となります。)
(オプショナルサービスのご旅行条件については、お申し込み時に別途ご案内いたします。)

1. 募集型企画旅行契約

(1) このご旅行は、株式会社びゅうトラベルサービス（以下「当社」といいます。）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結（以下「旅行契約」といいます。）することになります。

(2) この旅行条件については、次によるほか、パンフレット類（日程表を記載）又は確定書面（最終旅行日程表）及び当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。

(3) 当社は、お客様が当社の定める旅行日程表に従って運送・宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるよう、手配及び旅程管理を行うことを引き受けます。

2. 旅行のお申し込み

(1) 当社所定の旅行お申し込み書（以下「お申し込み書」といいます。）に所定の事項を記入の上、下記(4)のお申し込み金（お一人様につき）を添えてお申し込みいただきます。お申し込み金は旅行代金、取消料、又は違約料の一部として取扱います。

(2) お客様が旅行の参加に際し特別な配慮を必要とする場合には、お申し込み時に申し出してください。可能な範囲内で、当社はこれに応じます。なお、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。

(3) 当社は、電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段により旅行契約の予約のお申し込みを受け付けることがあります。この際、ご予約の時点では、契約は成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した翌日から起算して3日以内（当社の定めた期間内）にお申し込み書とお申し込み金を提出していただいた時点で、契約の成立といたします。この期間内にお申し込み金を提出されない場合、当社は予約がなかったものとして取り扱います。

(4) お申し込み金（お一人様）

お申し込み金	旅行代金の20%
--------	----------

(5) ピューカードまたは当社提携クレジットカード会社のカード（以下併せて「提携会社のカード」といいます。）の会員（以下「会員」といいます。）により、電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段によるお申し込みを受け、会員の署名なくして旅行代金等の当社に対する金銭債務（以下「旅行代金等」といいます。）の支払を受けること（以下「通信契約」といいます。）により旅行契約を締結する場合は通常の旅行条件とは以下の点で異なります。

①通信契約は当社が契約の締結を承認する旨の通知がお客様に到達した時に成立するものとします。

②「カード利用日」とは旅行代金等の支払いまたは払い戻しの債務の履行をすべき日をいいます。旅行代金のカード利用日は「契約成立日」とします。

③与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでお支払いができない場合、当社は通信契約を解除し、第13項の取消料と同額の違約料を申し受けます。ただし、当社が別途指定する日までに現金により旅行代金のお支払いをいただいた場合はこの限りではありません。

3. お申し込み条件

(1) 当商品へのお申し込みは、出発時に中学生以上のお客さまに限らせていただきます。

(2) 20歳未満の方は、親権者の方の同意をいただけてのお申し込みとなります。

(3) 血圧異常、心臓病等現在健康を害している方は医師の診断書を提出していただくことがあります。団体行動に支障をきたすと当社が判断する場合はご参加をお断りさせていただくか、又は同伴者の同行を条件とする場合があります。

(4) お客様がご旅行中に疾病、障害その他の事由により、医師の診察又は治療が必要と判断する場合は、必要な措置をとることができます。これにかかる一切の費用はお客様のご負担となります。

(5) お客様のご都合による別行動は原則としてできません。但し、コースにより別途条件でお受けすることができます。

(6) 他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるときは、お申し込みをお断りする場合があります。

(7) お客様が暴力団員、暴力団関係者、総会屋等その他反社会的勢力であると判明した場合は、ご参加をお断りすることができます。

(8) お客様が当社に対して暴力的又は不当な要求行為や取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為などを行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(9) お客様が風流を説布したり、偽証や威力を用いて当社の信用を毀損したり業務を妨害するなどの行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(10) 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申し込みのみに際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください（旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください）。あらためて当社からご案内申し上げますので旅行中に必要となる措置の内容を具体的にお申し出ください。

(11) 前号のお申し出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面でそれらを申し出ていただけます。

(12) 当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた特別な措置を手配することができない場合は旅行契約のお申し込みをお断りし、又は旅行契約を解除させていただくことがあります。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様ご負担とします。

4. 契約の成立と書面の交付

(1) 旅行契約は当社が契約の締結を承認し第2項のお申し込み金を受領したときに成立するものとします。

(2) 前号の規定に係らず、通信契約においては当社が契約の締結を承認する旨の通知がお客様に到達したときに成立するものとします。

(3) 当社は、契約の成立後速やかに、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」といいます。）をお渡しいたします。

(4) 旅行契約が成立した場合、このご旅行条件書は契約書面の一部となります。当社が手配し、旅程を管理する旅行サービスの範囲は、当該契約書面に記載するところによります。

5. 確定書面（最終日程表）の交付

(1) 契約書面において旅行日程または運送・宿泊機関の名称が確定されない場合には、利用予定の宿泊機関及び表示上重要な運送機関の名称を限定して列挙した上で、契約書面の交付後、旅行開始日の前日（旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目にあたる日以降のお申し込みに関しては旅行開始日）までに、これらの確定状況を記載した書面（以下「確定書面」といいます。）をお渡しいたします。この場合、当社が手配し、旅程を管理する旅行サービスの範囲は、当確定書面に記載するところに特定されます。

(2) 本項(1)の場合において、手配状況の確認を希望する方から問い合わせがあった時は、確定書面の交付前であっても、当社は迅速かつ適切にこれに応じます。

6. 旅行代金のお支払い

(1) 旅行代金は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって2ヶ月目に当たる日より前にお支払いいただきます。旅行開始前の日から起算してさかのぼって2ヶ月目に当たる日以降にお申し込みの場合は、旅行開始前の当社が定める期日までにお支払いいただきます。

(2) 当社は、提携会社のカードにより、所定の伝票への会員の署名なくしてご旅行代金等のお支払いを受けます。この場合は、カード利用日は旅行契約成立日とします。

7. 旅行代金の適用

旅行代金は、各コースごとに表示しております。出発日とご利用人数でご確認ください。

8. 旅行代金に含まれるもの

旅行代金には、旅行日程に明示した次の運賃、料金を含んでいます。ただしお客さま負担と明示したものは除きます。

(1) 鉄道、航空機、船舶等利用交通機関の運賃、料金

(2) 旅行日程に明示した空港、駅、港とホテル・旅館の間の送迎バス料金

(3) 旅行日程に明示した観光の料金（バス料金・ガイド料金・入場料金）

(4) 旅行日程に明示した宿泊の料金及び税・サービス料

(5) 旅行日程に明示した食事・お飲み物の料金及び税・サービス料

(6) 団体行動中の心付

(7) 添乗員の同行費用

上記費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

9. 旅行代金に含まれないもの

前第8項のものは旅行代金に含まれません。その一部を例示します。

(1) クーリング代、電報・電話代、ホテル・旅館等のルームボーイ・メイド等に対する心付、その他追加飲食費等個人的性質の諸経費及びそれに伴う税・サービス料

(2) 傷害、疾病に関する医療費

(3) 別途希望により1人部屋を使用される場合の追加料金

(4) 希望者のみ参加する別途料金のオプショナルツアー等の経費

(5) ご自宅から発着地までの交通費・宿泊費

(6) 任意の旅行傷害保険料

(7) 一部の飲み物や特別に手配する食事

10. 旅行内容の変更

当社は旅行契約の締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、その他当社の関与し得ない事由が生じた場合、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためにやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容その他の企画旅行契約の内容を変更することができます。但し、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

11. 旅行代金の変更

当社は、旅行契約締結後であっても、次の場合には旅行代金を変更いたします。

(1) 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときはその改訂分だけ旅行代金を変更いたします。但し、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にその旨をお客さまにご連絡いたします。

(2) 当社は、旅行の実施に要する費用を伴う契約内容の変更又は前項の規定に基づく旅行の実施に要する費用（契約内容の変更に伴い発生する取消料・違約料その他必要な費用を含みます。）の増加を伴う契約内容の変更（運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等座席、部屋等の他の諸設備の不足が発生したことによるものには除きます。）がなされた時、当社は変更差額分だけ、旅行代金を変更することができます。

12. お客様の交替

(1) お客様は、当社の承諾を得て旅行契約上の地位を別の方に譲渡することができます。この場合、当社所定の用紙に所定の事項を記入のうえ、当社に提出していただきます。この際、交替に要する手数料として10,000円をいただきます。但し、1室ご利用のお客さま全員が交替となる場合は取消扱いとなります。また、出発後のご参加者の途中交替はできません。

(2) 旅行契約上の地位の譲渡は当社の承諾があった時に効力が生ずるものとし、以後、旅行契約上の地位を譲り受けた方は、お客様の当該旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承するものとします。なお、当社は交替をお断りする場合があります。

13. お客様による旅行契約の解除

(1) お客様は、いつでも次に定める取消料（お一人様につき）をお支払いいただいて旅行契約を解除することができます。ただし契約解除のお申し出は、お申し込み店舗の営業時間内にお受けします。この場合既に収受している旅行代金（あるいはお申し込み金）から所定の取消料を差引き払い戻します。通信契約を締結した場合、当社は、提携会社のカードにより、所定の伝票への会員の署名なくして取消料の支払いを受けます。この場合、解除のお申し出があつた日をカード利用日とし、既に受領している旅行代金から取消料を差し引いた差額を直接払戻します。（2）お申し込み金のみで本項(1)の取消料がまかなえないときは、その差額を申し受けます。また、旅行契約成立後にコース及び出発日を変更された場合も下記の取消料の対象となります。

旅行契約の解除日	取消料
①21日目にあたる日以前の解除 (日帰り旅行にあたっては11日目)	無料
②20日目にあたる日以降の解除 (日帰り旅行にあたっては10日目) (③～⑥を除く)	旅行代金の20%
③7日目にあたる日以降の解除 (④～⑥を除く)	旅行代金の30%
④旅行開始日の前日の解除	旅行代金の40%
⑤旅行開始当日の解除	旅行代金の50%
⑥旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%

当社の責任とならないローンの取扱上の事由により、お取消になる場合も上記の取消料をお支払いいただきます。

(3) お客様は、次に掲げる場合においては、旅行開始前に取消料を支払うことなく、旅行契約を解除することができます。

①契約内容の変更が第21項の表中(1)～(8)に掲げる項目その他の重要な旅行内容の変更であるとき。

②第11項に基づき、旅行代金が増額改定されたとき。

③天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となったとき、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

④当社がお客様に対し、別途定める期日までに確定書面を交付しなかったとき。

⑤当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。

4. 旅行開始後

①お客様のご都合により途中で契約を解除又は一時離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。

②お客様の責に帰しない事由により契約書面、又はパンフレット等に記載した旅行サービスを受領することができなくなったとき、又は当社がその旨を告げたときは(1)の規定によらず、取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該受領できなくなった部分を解除することができます。この場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額をお客様に払い戻します。ただし、当社の責に帰すべき事由によらない場合には、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料・違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

14. 当社による旅行契約の解除

- (1) お客様が当社所定の期日までに旅行代金を支払わないときは、当社は旅行契約を解除することがあります。このときは前項の取消料に相当する額の違約料をお支払いいただきます。
- (2) 当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行契約を解除することができます。この場合、既に收受している旅行代金（あるいはお申し込み金）の全額を払い戻しいたします。
- ①お客様が、当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが判明したとき。
- ②お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えないと認められるとき。
- ③お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
- ④お客様が第3項(7)(8)(9)のいずれかに該当することが判明したとき。
- ⑤お客様が、契約内容に開き合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
- ⑥お客様の数が契約書面に記載した最小催行人員に達しなかったとき。この場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目（日帰り旅行については3日目）にあたる日より前に旅行を中止する旨を通知します。
- ⑦スキーや自転車などの運行における必要な積荷量等の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないおそれが極めて大きいとき。
- ⑧天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- ⑨通信契約を締結した場合であって、会員の有するクレジットカードが無効になる等、会員が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を、クレジットカード会社のカード会員規約に従って決済することができなくなったとき。

(3) 当社は本項第1号により旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金（あるいはお申し込み金）から前項の取消料相当額の違約料を差し引いて払い戻しいたします。通信契約を締結した場合は、提携会社のカードにより、所定の伝票への会員の署名なくして違約料の支払いを受けます。この場合、当社が解除の通知を行った日をカド利用日とし、既に受領している旅行代金から違約料を差し引いた差額を直接払い戻しいたします。

(4) 旅行開始後

当社は次に掲げる場合において、旅行開始後であっても、お客様に理由を説明して旅行契約の一部を解除することができます。この場合、旅行代金のうちお客様がいましたとの提供を受けない旅行サービスに係る部分に係る金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならぬ費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

- ①お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えないと認められるとき。
- ②お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他のお客様に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるととき。
- ③お客様が、第3項(7)(8)(9)までのいずれかに該当することが判明したとき。
- ④天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、その他当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能になったとき。また上記①及び④の場合により、当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じて、お客様のご負担で出発地に戻るための必要な手配を引き受けます。

15. 旅行代金の払戻し

当社は、第11項により旅行代金を減額した場合、又は上記の当社あるいはお客様による旅行契約の解除において、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。但し、旅行を中止したためにその提供をうけなかった旅行サービスに対して、取消料、違約料のその他の名目で既に支払い、又は支払わなければならぬ費用があるときは、これをお客様の負担とします。また、これは第19項、第23項に規定するところによりお客様又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

16. 旅程管理

当社は、お客様に対し次に掲げる業務を行い、お客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力いたします。ただし、当社がお客様とこれとは異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。

- (1) お客様が旅行中、旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、旅行契約の内容に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講じます。

(2) 前(1)の措置を講じたものにかかわらず、旅行契約の内容を変更せざるを得ない場合において、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めます。また変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう旅行契約の内容の変更を最小限にとどめるよう努力いたします。

17. 当社の指示

お客様は旅行開始後旅行終了までの間ににおいて団体で行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従わなければなりません。

18. 添乗員等の業務

- (1) 当社は、旅行の内容により添乗員その他の者を同行させて、第16項に掲げる業務その他当社が必要と認める業務の全部または一部を行わせることができます。

(2) 本項(1)の添乗員その他の者が同項の業務に従事する時間帯は8時から20時までとします。

19. 当社の責任及び免責事項

(1) 当社は旅行契約の履行にあたって、当社または当社の手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。

(2) 当社は、手荷物について生じた本項(1)の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の翌日から起算して、国内旅行にあっては14日以内に当社に通知があったときに限り、お客様1名につき15万円を限度（当社に故意又は重大な過失がある場合を除く）として賠償いたします。

(3) お客様が次に示すような事由により損害を被られました場合におきましては、当社は原則として本項(1)の責任を負いません。

a) 天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更、旅行の中止

b) 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更、旅行の中止

c) 官公署の命令、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更・中止

d) 自由行動中の事故

e) 食中毒

f) 盗難

g) 運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮

20. 特別補償

(1) 当社は、第19項(1)の規定に基づく当社の責任が生じるか否かを問わず、募集型企画旅行約款の特別補償規程に定めるところにより、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その生命、身体又は手荷物の上に被られた一定の損害についてあらかじめ定める額の補償金及び見舞金を支払います。

(2) (1)の損害について、当社が第19項(1)の規定に基づく責任を負うときは、その責任に基づいて支払うべき損害賠償金の額の限度において、当社が支払うべき補償金は、当該損害賠償金とみなします。

(3) お客様が募集型企画旅行中に被られた損害が、お客様との故意・酒酔い運転・疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動のスカイダイビング、山岳登攀はん、ボブスレー、ハンググライダー搭乗などによるものであるときは、当社は本項(1)の補償金、見舞金を支払いません。但し、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。

21. 旅程保証

(1) 当社は、上表左欄に掲げる契約内容の重要な変更（次の各号に掲げる変更（運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによるもの）を除きます。）が生じた場合は、旅行代金に同表右欄に記載する率を乗じた額の変更

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件あたりの率
(1) 契約書面に記載した旅行出発日又は旅行終了日の変更	1.5% 3.0%
(2) 契約書面に記載した入場する親会社地又は観光施設（レストランを含みます。）その他の旅行の目的地の変更	1.0% 2.0%
(3) 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものの変更 (変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。)	1.0% 2.0%
(4) 契約書面に記載した送達機関の種類又は会社名の変更	1.0% 2.0%
(5) 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0% 2.0%
(6) 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0% 2.0%
(7) 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0% 2.0%
(8) 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアータイトル中に記載があった事項の変更	2.5% 5.0%

補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客さまに対し支払います。ただし、当該変更について当社に第19項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかである場合はこの限りではありません。

①天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、遅延・運送スケジュール変更等の当初の運行計画によらない運送サービスの提供、旅行参加者の生命または身体の安全確保のため必要な措置。②第13項から第14項までの規定に基づいて旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更。

(2) 上表左欄(1)～(8)の項目につき「1件」とは、運送機関の場合は1フライト、1乗車、1乗船につき、また宿泊機関については、1泊につき、その他のサービス提供内容に場合は各変更項目1変更につき、それぞれ1件として数えます。従って同一旅行の中で複数の補償もあり得ます。

(3) 上表の右欄「1件あたりの率」とは、1件あたりの「旅行代金」に対する率をいいます。又、上段記載の率は「旅行開始前に変更通知した場合」、下段記載の率は「旅行開始後に変更通知した場合」です。

(4) 本項(1)の規定にかかわらず、当社がお客様1名に対してひとつの旅行契約につき支払う変更補償金の額は、旅行代金に15%を乗じて得た額を上限とします。また、お客様1名に対してひとつの旅行契約につき支払うべき変更補償金の額が1,000円未満であるときは、変更補償金は支払いません。

22. 旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、パンフレット等に明示した日となります。

23. お客様の責任

(1) お客様の故意又は過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を被ったときは、お客様による取消料、違約料その他の支払いの有無にかかわらず、当社はお客様に対し損害の賠償を請求します。

(2) お客様は、当社から提供された情報を活用し、旅行者の権利義務その他の企画旅行契約の内容についてご理解いただくよう努めてください。

(3) お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領できますよう、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたときは、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者又は当該旅行サービス提供者にお申し出ください。

24. その他

旅館・ホテル等において、お客様が料理、飲み物、その他のサービス等を追加された場合は、原則として消費税等相当額が課せられます。

25. 個人情報の取扱いについて

(1) 当社及び受託旅行業者は、旅行お申し込み際に提出されたお申し込み書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。この他当社及び受託旅行業者では、(1)会社及び提供する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内、(2)旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、(3)各種アンケートのお願い、(4)特典サービスの提供等にお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

(2) 当社は、当社が保有するお客様の個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様へのご連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、当社グループ企業との間で共同して利用させていただきます。当社グループ企業は、それぞれの企業の営業案内、催し物内容等のご案内、ご購入いただいた商品の発送のために、これを利用させていただくことがあります。

個人情報の取扱いに関するお問い合わせ先

当社総務部

電話：03-5610-3200 FAX：03-5610-4711

または当社ホームページ(<http://www.v-travels.co.jp/privacy/>)をご参照ください。

〈本コースは「国内旅行傷害保険」付です〉

入院・通院とも一日目から補償いたします。保険料は旅行代金に含まれます。

【保険金額】死亡・後遺障害：2,000万円／入院日額：10,000円／通院日額：5,000円／

携行品：50万円／個人賠償：1億円

※保険金のお支払いは国内旅行総合保険（国内旅行傷害保険）普通保険約款・特約に基づきます。

〔取扱代理店〕株式会社びゅうトラベルサービス（引受保険会社）三井住友海上火災保険株式会社

お問い合わせ

「TRAIN SUITE 四季島」ツアーデスク

0570-00-7216

※全国各地より市内通話料金にてご利用いただけます。

※一部（IP電話・衛星電話）ご利用いただけない場合がございます。

営業時間：10:00～17:30 休業日：水・土曜日、年末年始

総合旅行業者取扱管理者 澄谷 千香

総合旅行業者取扱管理者とは、お客様の旅行を取扱う営業所での取扱に関する責任者です。

この旅行契約に関してご不明な点がありましたら、ご遠慮なく営業所の取扱管理者にお訊ね下さい。



旅行業公正取引協議会会員

旅行 株式会社びゅうトラベルサービス

企画・実施 観光庁官登録旅行業者 第1135号 〒130-0013 東京都墨田区錦糸三丁目2番1号

2020.5.改正